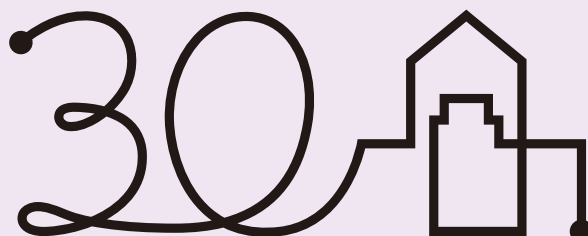


2025年1月に
当館は30周年を
迎えます。

つなぐ
つなぐ
つなぐ
つなぐ



YOKOHAMA HISTORY MUSEUM

「横浜レキハク・パートナーズ」

寄附・会員制度を通じた
横浜市歴史博物館へのご支援のお願い

*令和7年 3月1日(土)受付開始

年間パスポート進呈や
内覧会へのご招待など
特典も充実!
詳しくは8~9ページをご覧ください。

50年先、100年先の
未来に向けて、
博物館の
可能性を拓く。



横浜市歴史博物館

YOKOHAMA HISTORY MUSEUM



ご挨拶

30周年を経て、さらに地域と一体化し、発信を続ける博物館を目指して横浜の歴史の魅力を増進させる取り組みを推進してまいります。



横浜市歴史博物館
館長

さとう まこと
佐藤 信

公益財団法人
横浜市ふるさと歴史財団
代表理事

横浜市歴史博物館は1995（平成7）年1月31日の開館以来、「横浜に生きた人々の生活の歴史」をテーマに数多くの歴史資料の収集や調査研究をおこない、またそれらを紹介する展覧会を開催するなど、隣接する大塚・歳勝土遺跡公園とともに多くの皆さまにご利用いただいております。ここに改めて御礼申し上げます。

当館が30周年を迎え、その先を見据えるにあたって、皆様と共有したいキーワードは、「つなぐ・つながる・つなげる」です。皆さまとともに紡ぎ出す横浜の歴史が、地元都筑をはじめ横浜で暮らす皆様のアイデンティティとなり、当館の隣地にできる都筑区民文化センター「ボッシュホール」とともにセンター北の文化施設の中核として発信力や街をささえる力となっていくことを表現したものです。このキーワードをもとに、地域で活動する様々な団体、企業、市民の方々と協働していきたいと考えています。

歴史や文化につながる活動は、すなわち街の力の源泉となります。当館では、これまで歴史だけでなくアートや音楽などいろいろなジャンルの活動の支援にも舞台を提供してまいりました。これから、都筑の文化施設の中核として、さらに地域の方々と一体となって発信力を強化していくのあたり、残念ながら現状の財政基盤のみでは限界があり、広く各界の皆さまのご理解とご支援をお願いしたいと考えています。

つきましては、横浜市歴史博物館を愛しご利用いただく皆さま、そして当館の目指す方向性にお力添えをいただける皆さまからさまざまな形のご協力を賜りたく、新しく創設いたします「横浜レキハク・パートナーズ」へのご参画を心よりお待ち申し上げます。

3万年、横浜の歴史の力を 地域の活動の力に



「横浜レキハク・パートナーズ」とは

1995年に開館した横浜市歴史博物館は、2006年度より公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団が横浜市より指定管理者として委託を受ける形で管理運営しております。これまでも魅力ある活動を推進すべく、指定管理委託料のみならず、文化庁をはじめとする国庫補助金や民間の助成金の獲得、展覧会等に対する企業や個人の方からの協賛金、クラウドファンディングなどの方法を活かして事業財源の多様化に努めて参りました。

「横浜レキハク・パートナーズ」は、2025（令和7）年1月に迎える当館の30周年の記念事業をはじめとし、これから先地域社会や文化活動のニーズにあわせた取組を展開していくための財政支援を目的とした制度です。

支援の方法は2通りあります。

1. 「横浜レキハク・パートナーズ 会員」入会 ▶▶ P.8~9

皆さまから年度会員として年度内に一定額の支援金をいただき、当館からの各種サービスを提供する会員制度です。個人の方、法人の方に向けてさまざまな特典を用意いたしました。

2. 「横浜レキハク・パートナーズ 寄附金」支援 ▶▶ P.10

公益法人への寄附金となり、個人の方は「所得税・住民税」、法人の方は「法人税」の税制優遇を受けることができます。

博物館のファンの方だけでなく、歴史文化を通じ都筑や横浜の街とつながるCSR活動の新しい選択肢として「横浜レキハク・パートナーズ」の趣旨にご理解ご賛同をいただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

もっともっと博物館の可能性を広げていきたい。



木村 格

都筑民家園 館長
(NPO 法人都筑民家園管理運営委員会)

大塚・歳勝土遺跡公園は横浜市の大規模公園のひとつです。大塚遺跡と歳勝土遺跡、都筑民家園、そして竹林や雑木林、芝生広場、遊具広場から構成されています。それぞれ管理は違う組織が担当しています。市民から見れば遺跡公園は一つですが、各組織が連携よく運営することが出来、市民からも共感された運営をしています。

公共施設の歴史博物館、都筑民家園、大塚・歳勝土遺跡公園はつながりを持ちながら、市民のニーズを受け入れて様々な利活用されることが求められています。

都筑民家園も新しくできる区民文化ホール、横浜市歴史博物館とともにセンター北の文化的コモンズの一員として、歴史未来フェスなどのイベントを通じ地域の団体の方々と連携、市民還元の楽しい企画を進めていきます。歴史博物館の事業企画が市民文化の豊かな生活（ウエルビーイング）に生きることを期待しています。



有好まなみ

みなきたマルシェ実行委員会
一般社団法人モヤキラ 代表理事

「場所に困っている」というケースは、地域活動をする中で少なくないと思います。

私の周りでもよく耳にしましたし、私の運営するコミュニティでも課題になっていたのは場所（スペース）でした。

みなきたマルシェ実行委員会は、センター北周辺で毎月マルシェを開催しています。100年続くマルシェを目標にしたのは、大好きな都筑が会話のある楽しい街になって欲しかったからです。最初に誰が始めたのか分からないくらい都筑で繋がれていくイベントを目指しています。

「食べて・笑って・体験して」というテーマに欠かせないのは「食事」です。提供するためにキッチンカーを置きたいけれど、当初は「場所」がなくて困っていました。

そんな折に「よこはま縁むすび講中」の活動を知りました。横浜北部4区にある地域文化遺産と市民をつなぐ取り組みです。横浜市歴史博物館も、その地域文化遺産の中にありました。「身近な地域をもっと好きになる市民が増えることが、地域の魅力そのものになる」という想いも、私たちの想いとピッタリでした。この時、歴史博物館に相談したことがきっかけで、今では、軒下のコロネードでキッチンカーも招致できるようになりました。共に活動させていただく中で、歴史未来フェスのスタートにもつながりました。2022年に8店舗の出店者と共にスタートしたみなきたマルシェは、現在40店舗を超える規模で開催できるほど活動が広がってきました。

歴史博物館は、みなきたマルシェ活動継続のために、「無くてはならない大切な場所」となっています。これからも、「身近な地域をもっと好きになる人たち」の関係を温めるために、ずっと大切にしていきたい文化施設です。

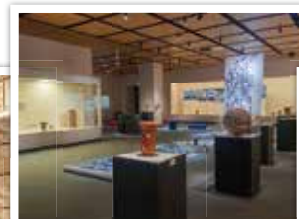
そもそも博物館って？

横浜市歴史博物館は開館30年を迎える博物館ですが、そもそも博物館ってどんな施設かご存じですか？日本には、4500館を超える博物館が各地にあり、歴史だけでなく、自然や科学、美術などいろいろな分野の資料や標本、作品を取り扱っています。身近なところでは、動物園や水族館なども博物館の仲間です。

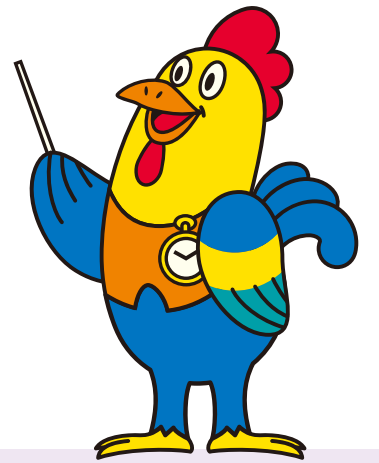
私達、横浜市歴史博物館は「横浜の歴史」を専門とする博物館ですので、考古学の分野では土器や石器、

埴輪など、歴史学の分野では絵巻物や古文書、美術の分野では仏像や浮世絵、民俗学の分野では民具やかつての生活道具などを資料として集めています。

博物館は、その使命としてこれらの資料を集め、調査や研究をおこない、展覧会や講座、ワークショップなどを通じて地元の児童・生徒や地域の皆さまにお伝えするとともに、こうした活動を通じて横浜を大切にするさとして感じていただけるように努めて参りました。30周年だけでなく、40年、50年、そしてその後とも変わらず取り組みを続けていきます。



開館30周年を迎え、記念事業 博物館の魅力アップにつながる事業を展開していきます。



開館30周年記念特別展

「横浜の文化財 Yokohama Heritage — 護り伝える地域の記憶 —」

Part 1「修復」 2025年4月26日(土)～6月1日(日)

Part 2「伝承」 2025年6月14日(土)～7月27日(日)

当館は2025年に開館30周年を迎えます。これまでの館のさまざまな活動や、横浜市の文化財保存活動をもとに、横浜に伝えられてきた宝物、「文化財」に注目した記念企画展を開催します。

○Part1「修復」：修復を受け、現在に伝えられた資料を通じて、市域ゆかりの貴重な文化財を護り伝えてきたひとたちの仕事を紹介します。

○Part2「伝承」：横浜に暮らした人々の歴史を紹介してきた当館が厳選した有形・無形の資料を紹介するとともに、歴史を伝えてきた地域のひとたちの活動にも注目します。



向導寺阿弥陀如来像

歴史未来フェス 開催

2023年に初めて開催した街の文化祭「歴史未来フェス」、センター北を中心とする地域で活動するみなさんとともに、今後も歴史未来フェスを大きく成長させていきたいと思ひます。



～想いをつなぐ情熱タイムマシーン～
歴史未来フェス
History Future Festival



常設展示解説アプリ ドイツ語版を導入しました

都筑区には、東京横浜独逸学園やボッシュ株式会社をはじめ、ドイツとゆかりのある方が多くお住まいになっています。30周年事業の一環で、日本語、英語、中国語簡体字・繁体字、韓国語でご提供していた当館の常設展示解説アプリに、新たにドイツ語版を導入しました。さまざまな方に横浜の歴史に親しんでいただける内容です。当館の常設展示ご見学の際はぜひご利用ください。



歴史劇場 上映コンテンツ作成

開館以来、横浜の歴史をコンパクトにお伝えしてきた歴史劇場を改装しました。これまで1つのプログラムでしか上映ができませんでしたが、多様な映像素材の上映やイベント等の開催が可能になります。この空間を活用するため、多彩な映像コンテンツの作成やそれを活かしたイベントを開催します。



記念普及事業 多数開催

横浜の歴史をテーマにした講座・講演会・体験型のワークショップなどを多数開催いたします。



記念広報事業に取り組んでいます

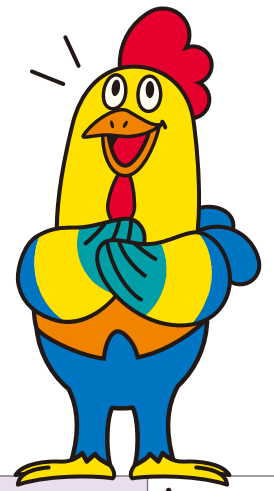
- 30周年記念ロゴ、横浜市歴史博物館のロゴタイプをデザインしました！
- マスコットキャラクターレックルの着ぐるみを活用した広報活動
- レックルにつづく第2マスコットの制作&街のイベントへの出演 などなど



はらでぐちくん

「横浜レキハク・パートナーズ会員」特典

入会の方法については裏表紙をご参照ください。



横浜市歴史博物館の楽しみ方が広がる 多彩な**会員特典**をご用意させていただきます。

特典内容	個人					法人					
	3,000円コース	5,000円コース	10,000円コース	30,000円コース	50,000円コース	100,000円コース	500,000円コース	30,000円コース以上で、 広告宣伝費として計上できます。 ※詳細はP.10	50,000円コース	100,000円コース	500,000円コース
レキハク年間パスポート (会員証)の進呈 <small>※当該年度有効</small>	個人…1枚 法人…5枚										
活動レポートの送付 <small>※当該年度分</small>	個人…1名 法人…5名										
展覧会の内覧会へのご招待 (図録付き) <small>※当該年度開催の内覧会のうち2回分</small>											
館主催講座・講演会の優先申込み または れきし工房 キット割引券 <small>※講座・講演会は当該年度開催事業のうち1回分。 ※キット割引券は1枚(当該年度有効)</small>											
氏名・企業名の エントランスホールへの掲出											
氏名・企業名のウェブサイトにへの掲出											
* 法人が作成した映像等の 館内デジタルサイネージでの広告上映 <small>※期間…当該年度</small>											
* 法人が作成した カタログ・パンフレットなどの広報物配布 <small>※期間…当該年度</small>											
* サンプルング実施機会の提供 <small>※当該年度開催の企画展・特別展の都度</small>											
* 展覧会チラシ等への ロゴ掲載 <small>※当該年度開催の企画展・特別展のすべて</small>											
* マスコットキャラクター 着ぐるみの出張 <small>※当該年度中で要日程調整</small>											
* 企業向け出張歴史講座 <small>※1回60分程度、内容応相談 ※当該年度中で要日程調整</small>											
* 歴史劇場上映動画コンテンツ 作成時におけるスポンサーボード掲出											

*実施にあたっては、詳細を博物館と相談のうえ進めさせていただきます。

2.「横浜レキハク・パートナーズ寄附金」支援

「横浜レキハク・パートナーズ 寄附金」税制優遇

●個人による寄附の場合

当館への寄附金は公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団への寄附となり、横浜市および神奈川県より、個人住民税寄附金税額控除の対象として指定されています。寄附金をお納めくださった、横浜市および神奈川県にお住まいの方は、お住まいの市区町村へ申告することにより、以下の通り、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

- 横浜市にお住まいの方
横浜市個人市民税の税額控除額 (寄附金額-2,000円) × 8%
神奈川県個人県民税の税額控除額 (寄附金額-2,000円) × 2%
※合計(寄附金額-2,000円) × 10%の控除が受けられます。
- 川崎市・相模原市(政令市)にお住まいの方
神奈川県個人県民税の税額控除額 (寄附金額-2,000円) × 2%
- 神奈川県の1・2以外の市町村にお住まいの方
神奈川県個人県民税の税額控除額 (寄附金額-2,000円) × 4%
※上記1~3の「寄附金額」は、その年中に寄附した金額の合計額と年間総所得金額等の30%のいずれか低い金額となります。

また、個人住民税の税額控除の他、所得税の寄附金控除を受けることもできます。所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に寄附金受領証明書を添付し、所轄の税務署へ提出してください。当財団への寄附金の所得税の税額控除は、所得控除制度の適用に限られます。税額控除制度の適用は受けられませんのでご了承ください。

所得税の寄附金控除額(所得控除制度の適用)の算出方法は以下の通りです。
その年中に支出した特定寄附金の合計額-2,000円

※当財団は特定公益増進法人であり、当財団への寄附金は特定寄附金に該当します。寄附金の合計額は、年間所得金額の40%が限度額となります。確定申告時には、寄附金控除額が所得額から差し引かれて所得税額が算出されます。

所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者等で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「寄附金税額控除申告書」に寄附金受領証明書を添付し、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在にお住まいの市区町村へ申告してください。

●法人による寄附の場合

当財団への寄附金は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入が認められます。損金に算入できるのは、次のいずれかのうち少ない方の金額です。

- 特定公益増進法人(当財団も該当)に対する寄附金の合計額
- 損金算入限度額

※損金算入限度額は以下の数式により算出されます。
(事業年度終了時における資本金等の額 ÷ 12 × その事業年度の月数 × 0.375% + その事業年度の所得の金額 × 6.25%) ÷ 2

損金算入の制度の適用を受けるためには、当財団への寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」(別表十四(二))を添付して所轄の税務署へ提出するとともに、寄附金受領証明書を7年間保管しておく必要があります。

入会・寄附のお申し込み後の流れ

金融機関または決済代行会社から当館への入金確認後、「受領証」「ウェブサイトへのお名前掲載確認」「会員証(会員の方)」等を、お申し込み時にご記入いただいたご住所に郵送します。各種書類の郵送までお申込から約1~2ヶ月程度かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。※会員資格は、決済代行会社から当館へ入金があった時点を基準とし、年度末となる3月31日までとします。

●確定申告される際のご注意(寄附の方)
領収書発行の日付は、お申込日やカード決済口座のお振替日ではなく、決済代行会社から寄附金が当館へ入金された日となります。お申込日によっては、領収書、寄附金控除の証明書が翌年となる場合があります。その場合は、税制上の寄附金控除は翌年の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

●お申込に関する個人情報の取り扱いについて

「横浜レキハク・パートナーズ」へのお申込に関し、当館が収集する個人情報につきましては、各事務手続き、会員特典の利用管理(情報の発信・連絡を含む)以外の目的では使用いたしません。

●法人が入会する場合の経費

30,000円コース以上で、広告宣伝費として計上可能です。請求書等発行できますので、事務局までお問い合わせください。

●寄附にあたってのご注意

寄附をされるにあたり、次に挙げる基準に該当する場合、当財団は寄附金を受入れることはできません。
(1) 寄附金の受入れにおいて、次に挙げる条件等が付されている場合
寄附者が寄附金の対価として何らかの利益または便宜を要求すること。
寄附者が寄附金の経理について監査を行うこと。
寄附後に寄附者が寄附金の全部または一部を取り下げることができること。
一旦寄附された寄附金を寄附者の意思に沿うかたちで譲渡または使用させること。
その他理事長が当財団の運営上支障があると認める条件。
(2) 寄附金を受入れることにより、当財団の業務、財政、または名誉に負担又は支障が生じると認められるとき。
(3) 寄附金が、当財団定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき。

寄附の方法については、
裏表紙をご参照ください。

寄附による支援では会員特典の提供はできませんが、左の「住民税・所得税」等の優遇を受けることができます。

※30,000円以上ご寄附された方には、当財団運営施設の展示を1年間無料でご覧いただけるパスポートを1枚差し上げます。

▶裏面振込方法③【口座振込によるお手続き】の際にご利用ください。

※()内は申し込み内容に合わせてチェックボックスにチェックを入れてください。

(入会 / 寄附) 申込書

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団
理事長 佐藤 信 殿

横浜の歴史に関する文化財や資料の調査、研究、保管、及び公開を行うことで、先人たちの歩みや積み上げてきた文化を市民共有のものとし、市民文化の向上に寄与するため、また、横浜の歴史、文化財を次世代へ継承していくため、(次の金額を公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に寄附いたします。 / 次の会員コースに入会いたします。)

年 月 日

(入会 / 寄附) 者名:

住 所:

電 話 (連絡先):

(入会コース / 寄附) 金額 ¥

寄附金の使途: 当財団の主たる事業である、以下①~③のいずれかの実施に充当します。

- ①発掘並びに調査、研究、収集、保管及びその研究成果の公表、並びに歴史研究に関する助言及び指導
 - ②展示、閲覧、講座、講演会、刊行物の編集・発行並びに普及啓発事業等の企画及び実施
 - ③歴史及び文化財関連施設の管理及び運営
- その他、寄附金の使途についてご希望がございましたら、以下にご記入ください。

横浜市歴史博物館「横浜レキハク・パートナーズ」(会員費 / 寄附金)

送付先FAX番号: 045-912-7781

▶裏面払込方法②【払込用紙によるお手続き】の際にご利用ください。

払込取扱票																									
00 横浜	口座記号番号																								
002900	85231																								
金額	千 百 十 万 千 百 十 円																								
000000																									
加入者名	横浜市歴史博物館																								
料 金	備 考																								
ご依頼人・通信欄	お申し込み内容(ご希望のコースの <input checked="" type="checkbox"/> 欄に○をおつけください)																								
	<table border="1"> <tr> <th>入会コース</th> <th>※ <input checked="" type="checkbox"/></th> <th>入会コース</th> <th>※ <input checked="" type="checkbox"/></th> </tr> <tr> <td>①個人 3,000円コース</td> <td></td> <td>⑥法人 100,000円コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②個人 5,000円コース</td> <td></td> <td>⑦法人 500,000円コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③法人 10,000円コース</td> <td></td> <td>⑧寄附 (任意の金額を右欄にご記入ください)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④法人 30,000円コース</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤法人 50,000円コース</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	入会コース	※ <input checked="" type="checkbox"/>	入会コース	※ <input checked="" type="checkbox"/>	①個人 3,000円コース		⑥法人 100,000円コース		②個人 5,000円コース		⑦法人 500,000円コース		③法人 10,000円コース		⑧寄附 (任意の金額を右欄にご記入ください)	円	④法人 30,000円コース				⑤法人 50,000円コース			
入会コース	※ <input checked="" type="checkbox"/>	入会コース	※ <input checked="" type="checkbox"/>																						
①個人 3,000円コース		⑥法人 100,000円コース																							
②個人 5,000円コース		⑦法人 500,000円コース																							
③法人 10,000円コース		⑧寄附 (任意の金額を右欄にご記入ください)	円																						
④法人 30,000円コース																									
⑤法人 50,000円コース																									
おとところ(郵便番号)	()																								
おなまえ	様																								
(電話番号)	()																								
日 附 印																									
ご依頼人欄に、おとところ・おなまえをご記入ください。(承認番号 東第63867号) これより下部には何も記入しないでください。																									

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	002900
加入者名	横浜市歴史博物館
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	85231
ご依頼人	様
料 金	日 附 印
備 考	

この受領証は、大切に保管してください。

入会・寄附には4つのお申込方法がございます

1 インターネットによるお手続き〈24時間・365日受付〉

寄附集めクラウドサービス「Syncable」からお申込いただけます（当館のウェブサイトからもリンクしています）。口座振込のほか、クレジットカード決済でのお申込も受け付けております。また、スマートフォンからお申込が可能です。

決済方法 クレジットカード・インターネットバンキング
 対応カードブランド VISA MASTER JCB AMEX

こちらのQRコードからも▶
 アクセスできます。



「横浜市歴史博物館」で検索、もしくは、<https://www.rekihaku.city.yokohama.jp/kifu>にアクセスしてください。

2 払込用紙によるお手続き〈ゆうちょ銀行・郵便局〉

下部の払込用紙に必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局でお払込みください。
 払込手数料はご負担をお願いしております。



3 口座振込によるお手続き〈銀行〉

下記の口座にお振り込みの上、裏面の申込書をFAXまたは郵送ください。振込手数料はご負担をお願いしております。

〔振込先〕横浜信用金庫 センター北支店 普通0066171 ザイ)ヨコハマシフルサトレキシザイダン



4 ご来館によるお手続き〈現金またはキャッシュレス決済〉

個人の方の会員費に限ります。当館へご来館いただき、1階インフォメーションにて専用の申込用紙にご記入のうえお支払いください。

※店頭では現金のほか、クレジットカード、全国共通交通系ICカードがご利用いただけます。

※法人の方の会員費ならびに寄附については、職員からご案内いたしますので事前にご連絡ください。



入会・寄附に関するお問合せ先

横浜市歴史博物館「横浜レキハク・パートナーズ」事務局

TEL 045-912-7777 FAX 045-912-7781 〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1-18-1

- （ご注意）この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能で利用いただけます。紙は、機械で読み取りますので、記入の際は、番号の読み取りやすさを考慮し、汚れたり、折り曲げたり、しわがよんだり、破れたりしないようご注意ください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。また、記入の際は、法的に有効な証明となるよう、必要事項を正確に記入してください。

見本

収入印紙
 課税相当額以上
 貼付
 印